事業承継税制 特例承継計画等の提出期限が2年間延長となりました (令和6年度税制改正大綱)

令和6年度の税制改正大綱にて、非上場株式等に係る相続税・贈与税及び個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の 納税猶予制度について、「特例承継計画」及び「個人事業承継計画」の提出期限を2年間延長すると公表されました。改正 後の期限については下記の通りです。

適用を受けると自社株の贈与・相続を受けるときの税負担がゼロとなるほか、事業承継後に株価が上昇した場合でも 贈与時の株価で価額が固定化されるなどのメリットがあります。

計画について	改正後の期限
特例承継計画・個人事業承継計画の提出	令和8年(2026)3月31日まで(延長)
法人版事業承継税制 (特例措置) の適用	令和9年 (2027) 12月31日まで (変更なし)
個人版事業承継税制の適用	令和10年 (2028) 12月31日まで (変更なし)

[※]計画の提出後、期限内までに贈与又は相続を受けた事業用資産が特例の適用対象となります。

事業承継税制の確認・認定申請になど税務に関する相談はお近くの税理士までご相談ください。事業承継全般に関す るご相談は新潟商工会議所または新潟県事業承継引継ぎ支援センターまでお問合せください。

- ・新潟商工会議所中小企業振興部 (TEL: 025-290-4212/MAIL: soudan@niigata-cci.or.jp)
- ・新潟県事業承継引継ぎ支援センター (TEL: 025-246-0080/MAIL: hikitsugi@nico.or.jp)

生産性向上を目指す企業の皆様へ IT導入補助金2024の公募が始まりました!

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の皆様の課題に対し、IT導入支援事業者が提供するITツールの経費を一 部補助し、業務効率化・売上アップをサポートするものです。補助制度は通常枠、インボイス枠、複数社連携IT導入枠、 セキュリティ対策推進枠、の4つの枠があります。申請枠、補助額・率等は下記表の通りです。

〈詳細〉(赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

\0\T\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(か) はいけい 一大文 によい 井 てい 加力に示 こ チ /									
枠/類型	通常	常枠		ンボイス枠 (引類型	インボイス対応に活用可能!) インボイス対応類型				· 複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠
補助 事業者	中小企	業・小規模	莫事業者等	大企業等	中小企業・小規模事業者等					
補助額		150万円~ 450万円 以下	インボイスした受発注と		インボイス 応した会計 決済ソフト		PC・ タブレット等	レジ・ 券売機等	(1)インボイス枠インボイ ス対応類型の対象経費 (左記同様)	
			~35	0万円	50万円 以下	50万円超~ 350万円	~10 万円	~20 万円	(2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円~ 100万円
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5, 3/4 (*2)	2/3	1,	/2	(1) インボイス枠インボイ ス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、導 入関連費			ド利用料 2年分)	ソフ		構入費、クラウド利用料 (最大2年分) 、 関連費、ハードウェア購入費		サイバーセ キュリティ サービス利 用料(最大2 年分) (*4)	

- (※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。
- (※2) 小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
- (**3) 補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。
- (※4)(独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス→P10参照

2次募集申請受付締め切り 4月15日(月) インボイス枠(インボイス対応類型)のみ3月29日(金)まで

※3次募集以降のスケジュールは下記の補助金WEBサイト よりご確認ください。

制度の詳細は「IT導入補助金2024」(https://it-shien.smrj.go.jp/)をご覧ください。